

○経済産業省令第六号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十七年法律第五十号）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第六十五号）の一部の施行に伴い、並びに高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）に基づき、及び同法を実施するため、容器保安規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年三月三十日

経済産業大臣 世耕 弘成

容器保安規則等の一部を改正する省令

（容器保安規則の一部改正）

第一条 容器保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
(容器検査の申請) 第四条 法第四十四条第一項本文の規定により、容器検査を受けようとする者は、様式第一の容器検査申請書を容器の所在地を管轄する産業保安監督部長（内容積が五百リットル以下の容器（鉄道車両に固定する容器を除く。）に係るものについては、容器の所在地を管轄する都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内にあつては、指定都市の長。第九条及び第六十九条において同じ。））、協会又は指定容器検査機関に提出しなければならない。 (表示の方式) 第十条 「略」 2 4 「略」 5 保安上支障がないものとして別に告示で定める方式に適合している場合又は表示の方式について経済産業大臣の認可を受けた場合は、第一項から第三項までの規定にかかわらず、それぞれ当該告示で定める方式又は当該経済産業大臣の認可を受けた方式に従つて法第四十六条第一項又は第二項の表示とすることができる。 (附属品検査の申請) 第十四条 法第四十九条の二第一項本文の規定により、附属品検査を受けようとする者は、様式第三の附属品検査申請書を附属品の所在地（附属品の製造の事業を行う者の製造する附属品に	(容器検査の申請) 第四条 法第四十四条第一項本文の規定により、容器検査を受けようとする者は、様式第一の容器検査申請書を容器の所在地を管轄する産業保安監督部長（内容積が五百リットル以下の容器（鉄道車両に固定する容器を除く。）に係るものについては、容器の所在地を管轄する都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内にあつては、指定都市の長））、協会又は指定容器検査機関に提出しなければならない。 (表示の方式) 第十条 「略」 2 4 「略」 5 保安上支障がないものとして別に告示に定める方式に適合している場合又は表示の方式について経済産業大臣の認可を受けた場合は、第一項から第三項までの規定にかかわらず、それぞれ当該告示で定める方式又は当該経済産業大臣の認可を受けた方式に従つて法第四十六条第一項又は第二項の表示とすることができる。 (附属品検査の申請) 第十四条 法第四十九条の二第一項本文の規定により、附属品検査を受けようとする者は、様式第三の附属品検査申請書を附属品の所在地（附属品の製造の事業を行う者の製造する附属品に

については事業所の所在地、輸入をした附属品については附属品の陸揚地。以下この条において同じ。）を管轄する産業保安監督部長（内容積が五百リットル以下の容器（鉄道車両に固定する容器を除く。）に装置されている附属品に係るものについては、附属品の所在地を管轄する都道府県知事（当該附属品が指定都市の区域内にある場合であつて、当該附属品に係る事務が令第二十二条に規定する事務に該当しない場合にあつては、当該附属品の所在地を管轄する指定都市の長。第七十条において同じ。））、協会又は指定容器検査機関に提出しなければならない。

（特別充填の許可申請）

第二十三条 法第四十八条第五項の許可を受けようとする者は、様式第四の特別充填許可申請書に事由を具した書面を添えて、充填する事業所の所在地を管轄する産業保安監督部長（内容積が五百リットル以下の容器（鉄道車両に固定するものを除く。）に係るものについては、充填をする事業所の所在地を管轄する都道府県知事（当該事業所が指定都市の区域内にある場合であつて、当該事業所に係る事務が令第二十二条に規定する事務に該当しない場合にあつては、当該事業所の所在地を管轄する指定都市の長））に提出しなければならない。

（容器再検査の方法）

第二十五条 法第四十九条第一項の経済産業省令で定める方法は、告示で定めるものとする。

2
〔略〕

（容器再検査における容器の規格）

については事業所の所在地、輸入をした附属品については附属品の陸揚地。以下この条において同じ。）を管轄する産業保安監督部長（内容積が五百リットル以下の容器（鉄道車両に固定する容器を除く。）に装置されている附属品に係るものについては、附属品の所在地を管轄する都道府県知事）、協会又は指定容器検査機関に提出しなければならない。

（特別充填の許可申請）

第二十三条 法第四十八条第五項の許可を受けようとする者は、様式第四の特別充填許可申請書に事由を具した書面を添えて、充填する事業所の所在地を管轄する産業保安監督部長（内容積が五百リットル以下の容器（鉄道車両に固定するものを除く。）に係るものについては、充填をする事業所の所在地を管轄する都道府県知事）に提出しなければならない。

（容器再検査の方法）

第二十五条 法第四十九条第一項の経済産業省令で定める方法は、告示に定めるものとする。

2
〔略〕

（容器再検査における容器の規格）

第二十六条 法第四十九条第二項の経済産業省令で定める高圧ガ

スの種類及び圧力の大きさ別の規格のうち、溶接容器、ろう付け容器、一般継目なし容器（半導体製造用として大気圧の下で露点が零下六十度以下の別表第一に掲げる種類の高圧ガスを充填するためのものであつて、法第四十九条第一項に定める容器再検査の方法として超音波探傷を行うもの（以下「半導体製造用継目なし容器」という。）を除く。）、一般複合容器及びアルミニウム合金製スクーバ用継目なし容器に係るものは、次の各号に掲げるものとする。ただし、アルミニウム合金製スクーバ用継目なし容器に係るものは、容器検査合格月の前月の末日又は第一号及び第三号に掲げるところにより行う容器再検査合格月の前月の末日から起算して四年一月を経過して最初に受ける容器再検査以外にあつては、第一号に掲げるもののうち経済産業大臣が定めるものとすることができる。

一 容器は、次に規定するところにより外観検査を行い、これに合格するものであること。

イゝハ 「略」

二 「略」

三 容器は、次に規定するところにより耐圧試験を行い、これに合格するものであること。

イゝハ 「略」

四 一般複合容器にあつては、告示で定める基準に適合するものであること。

2 法第四十九条第二項の経済産業省令で定める規格のうち、超低温容器に係るものは、次の各号に掲げるものとする。

一 容器は、次に規定するところにより気密試験を行い、これに合格するものであること。

イ・ロ 「略」

第二十六条 法第四十九条第二項の経済産業省令で定める高圧ガ

スの種類及び圧力の大きさ別の規格のうち、アルミニウム合金製スクーバ用継目なし容器、一般継目なし容器、溶接容器、ろう付け容器及び一般複合容器に係るものは、次の各号に掲げるものとする。ただし、アルミニウム合金製スクーバ用継目なし容器に係るものは、容器検査合格月の前月の末日又は第一号及び第三号に掲げるところにより行う容器再検査合格月の前月の末日から起算して四年一月を経過して最初に受ける容器再検査以外にあつては、第一号に掲げるもののうち経済産業大臣が定めるものとすることができる。

一 容器は、次のイからハまでに規定するところにより外観検査を行い、これに合格するものであること。

イゝハ 「略」

二 「略」

三 容器は、次のイからハまでに規定するところにより耐圧試験を行い、これに合格するものであること。

イゝハ 「略」

四 一般複合容器にあつては、告示に定める基準に適合するものであること。

2 法第四十九条第二項の経済産業省令で定める規格のうち、超低温容器に係るものは、次の各号に掲げるものとする。

一 容器は、次のイ及びロに規定するところにより気密試験を行い、これに合格するものであること。

イ・ロ 「略」

二 容器は、次に規定するところにより断熱性能試験を行い、これに合格するものであること。

イ・ロ 「略」

3 法第四十九条第二項の経済産業省令で定める規格のうち、半導体製造用継目なし容器に係るものは、次の各号に掲げるものとする。

一 容器は、第一項第一号の例により外観検査（外面に係るものに限る。）を行い、これに合格するものであること。

二 容器は、容器ごとに経済産業大臣が定めるところにより行う書類検査及び超音波探傷試験に合格するものであること。

4 法第四十九条第二項の経済産業省令で定める規格のうち、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器に係るものは、次の各号に掲げるものとする。

一・二 「略」

三 その他告示で定める基準に適合するものであること。

5・6 「略」

（附属品再検査の方法）

第二十八条 法第四十九条の四第一項の経済産業省令で定める方法は、告示で定めるものとする。

2 「略」

（附属品再検査における附属品の規格）

第二十九条 法第四十九条の四第二項の経済産業省令で定める高圧ガスの種類及び圧力の大きさ別の規格は、次の各号に掲げるものとする。

二 容器は、次のイ及びロに規定するところにより断熱性能試験を行い、これに合格するものであること。

イ・ロ 「略」

〔新設〕

3 法第四十九条第二項の経済産業省令で定める規格のうち、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器に係るものは、次の各号に掲げるものとする。

一・二 「略」

三 その他告示に定める基準に適合するものであること。

4・5 「略」

（附属品再検査の方法）

第二十八条 法第四十九条の四第一項の経済産業省令で定める方法は、告示に定めるものとする。

2 「略」

（附属品再検査における附属品の規格）

第二十九条 法第四十九条の四第二項の経済産業省令で定める高圧ガスの種類及び圧力の大きさ別の規格は、次の各号に掲げるものとする。

一 附属品は、次に規定するところにより外観検査を行い、これに合格するものであること。

イ・ロ 「略」

二 附属品（圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器に装置されているものを除く。）は、次に規定するところにより気密試験を行い、これに合格するものであること。

イ・ロ 「略」

三 附属品（半導体製造用継目なし容器に装置されているものに限る。）は、経済産業大臣が定めるところにより行う書類検査に合格するものであること。

四 附属品（圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器に装置されているものに限る。）は、次に規定するところにより漏えい試験を行い、これに合格するものであること。

イ・ロ 「略」

五 附属品（圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器に用いるものに限る。）にあつては、告示で定める基準に適合するものであること。

六 バルブ（圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、

一 附属品は、次のイ及びロに規定するところにより外観検査を行い、これに合格するものであること。

イ・ロ 「略」

二 附属品（圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器に装置されているものを除く。）は、次のイ及びロに規定するところにより気密試験を行い、これに合格するものであること。

イ・ロ 「略」

〔新設〕

三 附属品（圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器に装置されているものに限る。）は、次のイ及びロに規定するところにより漏えい試験を行い、これに合格するものであること。

イ・ロ 「略」

四 附属品（圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器に用いるものに限る。）にあつては、告示で定める基準に適合するものであること。

五 バルブ（圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、

圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器及び液化天然ガス自動車燃料装置用容器に装置されているものを除く。）にあつては、次に適合するものであること。

イ・ロ 「略」

七・八 「略」

2 前項の規定にかかわらず、保安上支障のないものとして別に告示で定める場合にあつては当該告示で定める規格をもつて、経済産業大臣の認可を受けた場合は、当該認可に係る規格をもつて法第四十九条の四第二項の経済産業省令で定める規格とすることができる。

(容器検査所の登録の手続)

第三十条 法第四十九条第一項の登録を受けようとする者は、容器検査所ごとに、様式第五の容器検査所登録申請書に検査設備明細書を添えて、容器検査所の所在地を管轄する都道府県知事（当該容器検査所が指定都市の区域内にある場合であつて、当該事業所に係る事務が令第二十二条に規定する事務に該当しない場合にあつては、当該容器検査所の所在地を管轄する指定都市の長。次条第一項、第三十五条及び第三十九条において同じ。）に提出しなければならない。

2 (略)

(容器検査所の登録票)

第三十二条 都道府県知事又は指定都市の長は、法第五十条第三項の規定により容器検査所の登録又はその更新をしたときは、登録又はその更新を受けた者に対し、様式第七の容器検査所登録票を交付する。

2 前項の容器検査所登録票の交付を受けた者は、交付を受けた

圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器及び液化天然ガス自動車燃料装置用容器に装置されているものを除く。）にあつては、次のイ及びロに適合するものであること。

イ・ロ 「略」

六・七 「略」

2 前項の規定にかかわらず、保安上支障のないものとして別に告示に定める場合にあつては当該告示に定める規格をもつて、経済産業大臣の認可を受けた場合は、当該認可に係る規格をもつて法第四十九条の四第二項の経済産業省令で定める規格とすることができる。

(容器検査所の登録の手続)

第三十条 法第四十九条第一項の登録を受けようとする者は、容器検査所ごとに、様式第五の容器検査所登録申請書に検査設備明細書を添えて、容器検査所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

2 (略)

(容器検査所の登録票)

第三十二条 都道府県知事は、法第五十条第三項の規定により容器検査所の登録又はその更新をしたときは、登録又はその更新を受けた者に対し、様式第七の容器検査所登録票を交付する。

2 前項の容器検査所登録票の交付を受けた者は、交付を受けた

日から五年を経過したとき、容器再検査の業務を廃止したとき又は法第五十三条の規定によりその登録を取り消されたときは、遅滞なく、当該容器検査所登録票を、それを交付した都道府県知事又は指定都市の長に返納しなければならない。

(検査設備の基準)

第三十三条 法第五十条第三項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 溶接容器、ろう付け容器、一般継目なし容器、一般複合容器又はアルミニウム合金製スクーバ用継目なし容器を再検査する容器検査所にあつては、次に掲げる検査設備（再検査をする容器及びその規格に応じたものに限る。以下この条において同じ。）を備えること。

イ 容器のさび落しのための設備（低温容器に係るものを除く。）、洗浄及び乾燥のための設備

ロ [略]

ハ 容器の傷及び肉厚を超音波探傷試験により確認するための設備（半導体製造用継目なし容器に係るものに限る。）

ニ [略]

ト 塗装厚さを測定するための設備（液化石油ガスを充填する容器及び半導体製造用継目なし容器に係るものに限る。）

二 [略]

三 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器の再検査をする容器検査所にあつては、次に掲げる検査設備を備えること。

日から五年を経過したとき、容器再検査の業務を廃止したとき又は法第五十三条の規定によりその登録を取り消されたときは、遅滞なく、当該容器検査所登録票を、それを交付した都道府県知事に返納しなければならない。

(検査設備の基準)

第三十三条 法第五十条第三項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 アルミニウム合金製スクーバ用継目なし容器、一般継目なし容器、溶接容器、ろう付け容器又は一般複合容器を再検査する容器検査所にあつては、次に掲げる検査設備（再検査をする容器及びその規格に応じたものに限る。以下この条において同じ。）を備えること。

イ 容器のさび落しのための設備（低温容器に係るものを除く。）、洗じよう及び乾燥のための設備

ロ [略]

[新設]

ハ [略]

ヘ 塗装厚さを測定するための設備（液化石油ガスを充填する容器に係るものに限る。）

二 [略]

三 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器の再検査をする容器検査所にあつては、次に掲げる検査設備を備えること。

イ 容器の表面を清浄にするための設備

ロ 二 「略」

四 六 「略」

七 前各号に定める検査設備は、それぞれ告示で定める基準に適合するものであること。

(容器再検査における放射線検査)

第三十六条 都道府県知事、指定都市の長、協会、指定容器検査機関又は法第四十九条第一項の容器検査所の登録を受けた者は、同項の容器再検査に際し、容器再検査を受ける者が希望する場合には、溶接容器について放射線検査を行う。

2 都道府県知事、指定都市の長、協会、指定容器検査機関又は法第四十九条第一項の容器検査所の登録を受けた者は、前項の放射線検査に合格した容器には「放」の文字を打刻等により明示するものとする。

(容器再検査に合格した容器の刻印等)

第三十七条 法第四十九条第三項の規定により、刻印しようとする者は、次に掲げる方式に従って行わなければならない。

一 第八条第一項又は第六十二条の刻印の下又は右に次に掲げる事項を刻印するものとする。ただし、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器又は液化天然ガス自動車燃料装置用容器であつて、自動車又は二輪自動車に装置された状態で刻印することが困難な場合は、次項第三号に規定する方式に従つて行う標準の掲示をもつて、又は圧縮水素運送自動車用容器であつて、自動車に装置された状態で刻印することが困難な場合は、次項

イ 容器の表面を清浄にするための設備

ロ 二 「略」

四 六 「略」

七 前各号に定める検査設備は、それぞれ告示に定める基準に適合するものであること。

(容器再検査における放射線検査)

第三十六条 都道府県知事、協会、指定容器検査機関又は法第四十九条第一項の容器検査所の登録を受けた者は、同項の容器再検査に際し、容器再検査を受ける者が希望する場合には、溶接容器について放射線検査を行う。

2 都道府県知事、協会、指定容器検査機関又は法第四十九条第一項の容器検査所の登録を受けた者は、前項の放射線検査に合格した容器には「放」の文字を打刻等により明示するものとする。

(容器再検査に合格した容器の刻印等)

第三十七条 法第四十九条第三項の規定により、刻印しようとする者は、次に掲げる方式に従って行わなければならない。

一 第八条第一項又は第六十二条の刻印の下又は右に次に掲げる事項を刻印するものとする。ただし、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器又は液化天然ガス自動車燃料装置用容器であつて、自動車又は二輪自動車に装置された状態で刻印することが困難な場合は、次項第三号に規定する方式に従つて行う標準の掲示をもつて、又は圧縮水素運送自動車用容器であつて、自動車に装置された状態で刻印することが困難な場合は、次項

第四号に規定する方式に従つて行ふ標章の揭示をもつて法第四十九条第三項の刻印に代えることができる。

イ・ロ 「略」

ハ 半導体製造用継目なし容器にあつては、ロに掲げる事項に續けてその旨の表示（記号 UT）

ニ 半導体製造用継目なし容器であつて第二十五条第一項の告示で定める方法により附属品を取り外してバルブ取付け部ねじについて外觀検査を行つたものにあつては、ハに掲げる事項に續けてその旨の表示（記号 VC）

ホ アルミニウム合金製スクーバ用継目なし容器にあつてはロに掲げる事項に續けて、第二十六条第一項第一号及び第三号に掲げるところにより容器再検査を行つた場合にあつてはその旨の表示（記号 L）、同項ただし書の規定により容器再検査を行つた場合にあつてはその旨の表示（記号 S）

二 「略」

2 法第四十九条第四項の規定により、標章を揭示しようとする者は、半導体製造用継目なし容器、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器、金属ライナー製一般複合容器（フルラップに限る。）、プラスチックライナー製一般複合容器及び圧縮水素運送自動車用容器以外の容器にあつては次の第一号及び第四号に、半導体製造用継目なし容器にあつては第一号から第四号までに、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器及び液化天然ガス自動車燃料装置用容器にあつては第五号に、金属ライナー製一般

第四号に規定する方式に従つて行ふ標章の揭示をもつて法第四十九条第三項の刻印に代えることができる。

イ・ロ 「略」

〔新設〕

〔新設〕

ハ アルミニウム合金製スクーバ用継目なし容器にあつてはロに續けて、第二十六条第一項第一号及び第三号に掲げるところにより容器再検査を行つた場合にあつてはその旨の表示（記号 L）、同項ただし書の規定により容器再検査を行つた場合にあつてはその旨の表示（記号 S）

二 「略」

2 法第四十九条第四項の規定により、標章を揭示しようとする者は、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器、金属ライナー製一般複合容器（フルラップに限る。）、プラスチックライナー製一般複合容器及び圧縮水素運送自動車用容器以外の容器にあつては次の第一号及び第二号に、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器及び液化天然ガス自動車燃料装置用容器にあつては第三号に、金属ライナー製一般複合容器（フルラップに限る。）、プラスチックライナー製一般複合容器及び圧縮水素運送自

複合容器（フルラップに限る。）、プラスチックライナー製一般複合容器及び圧縮水素運送自動車用容器にあつては第六号にそれぞれ掲げる方式に従つて行わなければならない。

一 検査実施者の名称の符号及び容器再検査の年月（内容積四千リットル以上の容器及び高压ガス運送自動車用容器にあつては年月日）を明瞭に、かつ、消えないように打刻した薄板を、取れないように、容器検査に合格した際に当該容器に付けられた第八条第三項又は第六十二条の標章にされた同項の規定による打刻の下又は右に掲げること。

二 半導体製造用継目なし容器にあつては、前号の薄板に前項第一号ハの記号を明瞭に、かつ、消えないように打刻すること。

三 半導体製造用継目なし容器であつて第二十五条第一項の告示で定める方法により附属品を取り外してバルブ取付け部ねじについて外観検査を行ったものにあつては、前号に続けて前項第一号ニの記号を明瞭に、かつ、消えないように打刻すること。

四 前回の容器再検査のときの質量に変化がある場合にあつては、第一号の薄板に容器再検査のときの質量を明瞭に、かつ、消えないように打刻し、前回の容器再検査のときの質量の打刻を二本の平行線の打刻で消すこと。ただし、アセチレンの容器であつて多孔質物を詰めてあるもの及び低温容器にあつては、この限りでない。

五 告示で定める証票を告示で定めるところにより貼付する。

六 告示で定める証票を告示で定めるところにより貼付する。
3
[略]

（附属品再検査に合格した附属品の刻印）

自動車用容器にあつては第四号にそれぞれ掲げる方式に従つて行わなければならない。

一 薄板に検査実施者の名称の符号及び容器再検査の年月（内容積四千リットル以上の容器及び高压ガス運送自動車用容器にあつては年月日）を明瞭に、かつ、消えないように打刻したものを、取れないように、容器検査に合格した際に当該容器に付けられた第八条第三項又は第六十二条の標章にされた同項の規定による打刻の下又は右に掲げること。

[新設]

[新設]

二 前回の容器再検査のときの質量に変化がある場合にあつては、前号の薄板に容器再検査のときの質量を明瞭に、かつ、消えないように打刻し、前回の容器再検査のときの質量の打刻を二本の平行線の打刻で消すこと。ただし、アセチレンの容器であつて多孔質物を詰めてあるもの及び低温容器にあつては、この限りでない。

三 告示に定める証票を告示に定めるところにより貼付する。

四 告示に定める証票を告示に定めるところにより貼付する。
3
[略]

（附属品再検査に合格した附属品の刻印）

第三十八条 法第四十九条の四第三項の規定により、刻印をしようとする者は、検査実施者の名称の符号及び附属品再検査の年月日（国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器に装置されるべき附属品にあつては、年月）を第十八条第一項又は第六十八条の刻印の下又は右に刻印する方式に従つて刻印をしなければならない。ただし、刻印することが適当でない附属品については、告示で定める方式をもつてこれに代えることができる。

2 「略」

（容器等事業区分）

第四十条 法第四十九条の五第一項の経済産業省令で定める容器等事業区分は、別表第二の上覧における区分に従つて区分された同表下欄に掲げる第一類から第十六類までの区分とする。

（附属品の規格不適合の報告）

第七十条 協会又は指定容器検査機関は、法第五十六条第四項において準用する同条第二項の報告をしようとするときは、様式第三十四の附属品規格不適合報告書を当該附属品の所在地を管轄する産業保安監督部長（内容積が五百リットル以下の容器（鉄道車両に固定するものを除く。）に装置される附属品にあつては、当該附属品の所在地を管轄する都道府県知事）に提出しなければならない。

別表第一（第二十六条第一項関係）

高圧ガスの種類

一 亜酸化窒素、アルゴン、アンモニア、一酸化炭素、一

第三十八条 法第四十九条の四第三項の規定により、刻印をしようとする者は、検査実施者の名称の符号及び附属品再検査の年月日（国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器に装置されるべき附属品にあつては、年月）を第十八条第一項又は第六十八条の刻印の下又は右に刻印する方式に従つて刻印をしなければならない。ただし、刻印することが適当でない附属品については、告示に定める方式をもつてこれに代えることができる。

2 「略」

（容器等事業区分）

第四十条 法第四十九条の五第一項の経済産業省令で定める容器等事業区分は、別表の上覧における区分に従つて区分された同表下欄に掲げる第一類から第十六類までの区分とする。

（附属品の規格不適合の報告）

第七十条 協会又は指定容器検査機関は、法第五十六条第四項において準用する同条第二項の報告をしようとするときは、様式第三十四の附属品規格不適合報告書を当該附属品の所在地を管轄する産業保安監督部長（内容積が五百リットル以下の容器（鉄道車両に固定するものを除く。）に装置される附属品にあつては、当該容器の所在地を管轄する都道府県知事）に提出しなければならない。

〔新設〕

酸化窒素、エチレン、塩化水素、塩素、キセノン、クリプトン、三フッ化窒素、三フッ化ホウ素、ジシラン、ジフルオロメタン、臭化水素、窒素、トリフルオロメタン、二酸化炭素、ネオン、パーフルオロシクロブタン、フルオロメタン、ヘリウム、ホスフィン、メタン、モノシラン、四フッ化メタン、硫化カルボニル、六フッ化硫黄 二 アルゴン、キセノン、クリプトン、窒素、ネオン若しくはヘリウム又はこれらのガスのうち二以上を成分とする混合ガス及び前号に掲げるガス又は三塩化ホウ素の混合ガス 三 アルゴン、キセノン、クリプトン、窒素、ネオン若しくはヘリウム又はこれらのガスのうち二以上を成分とする混合ガス及びフッ素の混合ガス（ただし、混合ガス中のフッ素の容量は全容量の二十パーセント以下とする。）
--

別表第二（第四十条関係）
表「略」

備考 表中の「」の記載は注記である。

別表（第四十条関係）
表「略」

(冷凍保安規則の一部改正)

第二条 冷凍保安規則(昭和四十一年通商産業省令第五十一号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

(第一種製造者に係る製造の許可の申請)

第三条 法第五条第一項の規定により、同項第二号の許可を受けようとする者は、次の表の上欄の区分に応じ、同表の下欄に掲げる書類を事業所の所在地（移動式製造設備を使用する者にあつては、当該設備の使用の本拠の所在地。以下同じ。）を管轄する都道府県知事（当該事業所の所在地が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内にある場合であつて、当該事業所に係る事務が高圧ガス保安法施行令（平成九年政令第二十号。以下「令」という。）第二十二条に規定する事務に該当しない場合にあつては、当該所在地を管轄する指定都市の長。次条第一項、第十条、第十条の二、第十六条第一項、第十七条第二項、第十八条第一項、第二十一条第一項、第二十三条第三項、第二十四条第一項及び第二項、第二十六条の二、第二十九条第一項及び第二項、第三十五条第一項及び第四項、第三十七条、第三十九条第二項、第四十条第三項、第四十一条第三項及び第五項、第四十二条第一項及び第二項並びに第五十五条第一項及び第二項において同じ。）に提出しなければならない。ただし、遺贈、営業の譲渡又は分割（当該第一種製造者のその許可に係る事業所を承継させるものを除く。）により引き続き高圧ガスの製造をしようとする者が新たに許可を申請するときは、製造計画書の添付を省略することができる。

表 「略」

2 「略」

改正前

(第一種製造者に係る製造の許可の申請)

第三条 法第五条第一項の規定により、同項第二号の許可を受けようとする者は、次の表の上欄の区分に応じ、同表の下欄に掲げる書類を事業所の所在地（移動式製造設備を使用する者にあつては、当該設備の使用の本拠の所在地。以下同じ。）を管轄する都道府県知事（当該事業所の所在地が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内にある場合であつて、当該事業所に係る事務が高圧ガス保安法施行令（平成九年政令第二十号。以下「令」という。）第二十二条に規定する事務に該当しない場合にあつては、当該所在地を管轄する指定都市の長。次条第一項、第十条、第十条の二、第十六条第一項、第十七条第二項、第十八条第一項、第二十一条第一項、第二十三条第三項、第二十四条第一項、第二十六条の二、第二十九条第一項及び第二項、第三十五条第一項及び第四項、第三十七条、第三十九条第二項、第四十条第三項、第四十一条第三項及び第五項、第四十二条第一項及び第二項並びに第五十五条第一項及び第二項において同じ。）に提出しなければならない。ただし、遺贈、営業の譲渡又は分割（当該第一種製造者のその許可に係る事業所を承継させるものを除く。）により引き続き高圧ガスの製造をしようとする者が新たに許可を申請するときは、製造計画書の添付を省略することができる。

表 「略」

2 「略」

(輸入検査の申請等)

第三十一条 法第二十二條第一項本文の規定により輸入検査を受けようとする者は、様式第十八の輸入検査申請書に様式第十八の二の輸入高压ガス明細書を添えて、高压ガスの陸揚地を管轄する都道府県知事(当該陸揚地が指定都市の区域内にある場合であつて、当該陸揚地に係る事務が令第二十二條に規定する事務に該当しない場合にあつては、当該陸揚地を管轄する指定都市の長。次条第二項及び第四項並びに第三十一條の四第一項及び第二項において同じ。)に提出しなければならない。

2・3 「略」

(協会等が行う輸入検査の申請等)

第三十一條の二 前條の規定は、協会が行う輸入検査に準用する。この場合において、同条第一項中「法第二十二條第一項本文」とあるのは「法第二十二條第一項第一号」と、「高压ガスの陸揚地を管轄する都道府県知事(当該陸揚地が指定都市の区域内にある場合であつて、当該陸揚地に係る事務が令第二十二條に規定する事務に該当しない場合あつては、当該陸揚地を管轄する指定都市の長。次条第二項及び第四項並びに第三十一條の四第一項及び第二項において同じ。)」とあるのは「協会」と、同条第三項中「都道府県知事又は指定都市の長」とあるのは「協会」と読み替えるものとする。

2 「略」

3 前條の規定は、指定輸入検査機関が行う輸入検査に準用する。この場合において、同条第一項中「法第二十二條第一項本文」とあるのは「法第二十二條第一項第一号」と、「高压ガスの陸揚地を管轄する都道府県知事(当該陸揚地が指定都市の区域内にある場合であつて、当該陸揚地に係る事務が令第二十二條

(輸入検査の申請等)

第三十一条 法第二十二條第一項本文の規定により輸入検査を受けようとする者は、様式第十八の輸入検査申請書に様式第十八の二の輸入高压ガス明細書を添えて、高压ガスの陸揚地を管轄する都道府県知事(当該陸揚地が指定都市の区域内にある場合であつて、当該陸揚地に係る事務が令第二十二條に規定する事務に該当しない場合にあつては、当該陸揚地を管轄する指定都市の長。次条第二項及び第四項並びに第三十一條の四第一項において同じ。)に提出しなければならない。

2・3 「略」

(協会等が行う輸入検査の申請等)

第三十一條の二 前條の規定は、協会が行う輸入検査に準用する。この場合において、同条第一項中「法第二十二條第一項本文」とあるのは「法第二十二條第一項第一号」と、「高压ガスの陸揚地を管轄する都道府県知事(当該陸揚地が指定都市の区域内にある場合であつて、当該陸揚地に係る事務が令第二十二條に規定する事務に該当しない場合あつては、当該陸揚地を管轄する指定都市の長。次条第二項及び第四項並びに第三十一條の四第一項において同じ。)」とあるのは「協会」と、同条第三項中「都道府県知事又は指定都市の長」とあるのは「協会」と読み替えるものとする。

2 「略」

3 前條の規定は、指定輸入検査機関が行う輸入検査に準用する。この場合において、同条第一項中「法第二十二條第一項本文」とあるのは「法第二十二條第一項第一号」と、「高压ガスの陸揚地を管轄する都道府県知事(当該陸揚地が指定都市の区域内にある場合であつて、当該陸揚地に係る事務が令第二十二條

に規定する事務に該当しない場合にあつては、当該陸揚地を管轄する指定都市の長。次条第二項及び第四項並びに第三十一條の四第一項及び第二項において同じ。」とあるのは「指定輸入検査機関」と、同条第三項中「都道府県知事又は指定都市の長」とあるのは「指定輸入検査機関」と読み替えるものとする。 4 [略]	に規定する事務に該当しない場合にあつては、当該陸揚地を管轄する指定都市の長。次条第二項及び第四項並びに第三十一條の四第一項において同じ。」とあるのは「指定輸入検査機関」と、同条第三項中「都道府県知事又は指定都市の長」とあるのは「指定輸入検査機関」と読み替えるものとする。 4 [略]
備考 表中の「」の記載は注記である。	

(液化石油ガス保安規則の一部改正)

第三条 液化石油ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	(用語の定義) 第二条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一 第一種保安物件 次のイからチまでに掲げるもの（事業所の存する敷地と同一敷地内にあるものを除く。） イゝハ 「略」 ニ 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条の児童福祉施設、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第五条第一項の身体障害者社会参加支援施設、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第三十八条第一項の保護施設（授産施設及び宿所提供施設を除く。）、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三の老人福祉施設若しくは同法第二十九条第一項の有料老人ホーム、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）第三十九条第一項の母子・父子福祉施設、職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条の七第一項第五号の障害者職業能力開発校、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第二条第四項（第四号を除く。）の特定民間施設、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十八項の介護老人保健施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第一項の障害福祉サービス事業（同条第七項の生活介護、同条第十二項の自立訓練、同条第十三項の就労移行支援又は同条第十四項の
改正前	(用語の定義) 第二条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一 第一種保安物件 次のイからチまでに掲げるもの（事業所の存する敷地と同一敷地内にあるものを除く。） イゝハ 「略」 ニ 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条の児童福祉施設、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第五条第一項の身体障害者社会参加支援施設、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第三十八条第一項の保護施設（授産施設及び宿所提供施設を除く。）、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三の老人福祉施設若しくは同法第二十九条第一項の有料老人ホーム、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）第三十九条第一項の母子・父子福祉施設、職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条の七第一項第五号の障害者職業能力開発校、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第二条第四項（第四号を除く。）の特定民間施設、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十八項の介護老人保健施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第一項の障害福祉サービス事業（同条第七項の生活介護、同条第十二項の自立訓練、同条第十三項の就労移行支援又は同条第十四項の

就労継続支援に限る。）を行う施設、同条第十一項の障害者支援施設、同条第二十七項の地域活動支援センター若しくは同条第二十八項の福祉ホームであつて、収容定員二十人以上のもの

ホーチ 「略」

二〇二十二 「略」

2 「略」

（第一種製造者に係る製造の許可の申請）

第三条 法第五条第一項の規定により、同項第一号の許可を受けようとする者は、様式第一の高圧ガス製造許可申請書に製造計画書を添えて、事業所の所在地（移動式製造設備を使用する者にあつては、当該設備の使用の本拠の所在地。以下同じ。）を管轄する都道府県知事（当該事業所の所在地が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内にある場合であつて、当該事業所に係る事務が高圧ガス保安法施行令（平成九年政令第二十号。以下「令」という。）第二十二条に規定する事務に該当しない場合にあつては、当該所在地を管轄する指定都市の長。次条、第十条、第十条の二、第十五条第一項、第十六条第二項、第十七条第一項、第二十九条第二項、第三十八条の二、第四十二条第一項及び第二項、第五十一条第一項、第五十一条の二、第五十四条第一項、第五十六条、第六十一条第一項及び第四項、第六十五条第一項及び第二項、第六十九条、第七十三条、第七十六条第三項、第七十七条第二項、第四項及び第五項、第七十八条第三項及び第五項、第七十九条第一項及び第二項並びに第九十二条第一項及び第三項において同じ。）に提出しなければならない。ただし、遺贈、営業の譲渡又は分割

就労継続支援に限る。）を行う施設、同条第十一項の障害者支援施設、同条第二十五項の地域活動支援センター若しくは同条第二十六項の福祉ホームであつて、収容定員二十人以上のもの

ホーチ 「略」

二〇二十二 「略」

2 「略」

（第一種製造者に係る製造の許可の申請）

第三条 法第五条第一項の規定により、同項第一号の許可を受けようとする者は、様式第一の高圧ガス製造許可申請書に製造計画書を添えて、事業所の所在地（移動式製造設備を使用する者にあつては、当該設備の使用の本拠の所在地。以下同じ。）を管轄する都道府県知事（当該事業所の所在地が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内にある場合であつて、当該事業所に係る事務が高圧ガス保安法施行令（平成九年政令第二十号。以下「令」という。）第二十二条に規定する事務に該当しない場合にあつては、当該所在地を管轄する指定都市の長。次条、第十条、第十条の二、第十五条第一項、第十六条第二項、第十七条第一項、第二十九条第二項、第三十八条の二、第四十二条第一項及び第二項、第五十一条第一項、第五十一条の二、第五十四条第一項、第五十六条、第六十一条第一項及び第四項、第六十五条第一項及び第二項、第六十九条、第七十三条、第七十六条第三項、第七十七条第二項、第四項及び第五項、第七十八条第三項及び第五項、第七十九条第一項及び第二項並びに第九十二条第一項及び第三項において同じ。）に提出しなければならない。ただし、遺贈、営業の譲渡又は分割

(当該第一種製造者のその許可に係る事業所を承継させるものを除く。)により引き続き高圧ガスの製造をしようとする者が新たに許可を申請するときは、製造計画書の添付を省略することができる。

2
「略」

(事故届)

第九十六条 法第六十三条第一項の規定により、都道府県知事又は指定都市の長に事故を届け出ようとする者は、様式第五十七の事故届書(特定消費設備に係る事故の場合にあつては様式第五十七の二の事故届書)を事故の発生した場所を管轄する都道府県知事(当該場所が指定都市の区域内にある場合であつて、当該発生した事故に係る事務が令第二十二条に規定する事務に該当しない場合にあつては、当該場所を管轄する指定都市の長)に提出しなければならない。

当該第一種製造者のその許可に係る事業所を承継させるものを除く。)により引き続き高圧ガスの製造をしようとする者が新たに許可を申請するときは、製造計画書の添付を省略することができる。

2
「略」

(事故届)

第九十六条 法第六十三条第一項の規定により、都道府県知事又は指定都市の長に事故を届け出ようとする者は、様式第五十七の事故届書(特定消費設備に係る事故の場合にあつては様式第五十七の二の事故届書)を事故の発生した場所を管轄する都道府県知事(当該場所が指定都市の区域内にある場合であつて、当該発生した事故に係る事務が令第二十二条に規定する事務に該当しない場合に提出しなければならない。

備考 表中の「」の記載は注記である。

(一般高圧ガス保安規則の一部改正)

第四条 一般高圧ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	(用語の定義) 第二条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一 四の二 「略」 五 第一種保安物件 次のイからチまでに掲げるもの（事業所の存する敷地と同一敷地内にあるものを除く。） イ ハ 「略」 ニ 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条の児童福祉施設、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第五条第一項の身体障害者社会参加支援施設、生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第三十八条第一項の保護施設（授産施設及び宿所提供施設を除く。） （三）老人福祉法（昭和三十八年法律第三十三号）第五条の三の老人福祉施設若しくは同法第二十九条第一項の有料老人ホーム、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）第三十九条第一項の母子・父子福祉施設、職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条の七第一項第五号の障害者職業能力開発校、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第二条第四項（第四号を除く。）の特定民間施設、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八条第二十八項の介護老人保健施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第一項の障害福祉サービス事業（同条第七項の生活介護、同条第十二項の自立
改正前	(用語の定義) 第二条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一 四の二 「略」 五 第一種保安物件 次のイからチまでに掲げるもの（事業所の存する敷地と同一敷地内にあるものを除く。） イ ハ 「略」 ニ 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条の児童福祉施設、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第五条第一項の身体障害者社会参加支援施設、生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第三十八条第一項の保護施設（授産施設及び宿所提供施設を除く。） （三）老人福祉法（昭和三十八年法律第三十三号）第五条の三の老人福祉施設若しくは同法第二十九条第一項の有料老人ホーム、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）第三十九条第一項の母子・父子福祉施設、職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条の七第一項第五号の障害者職業能力開発校、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第二条第四項（第四号を除く。）の特定民間施設、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八条第二十八項の介護老人保健施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第一項の障害福祉サービス事業（同条第七項の生活介護、同条第十二項の自立

訓練、同条第十三項の就労移行支援又は同条第十四項の就労継続支援に限る。）を行う施設、同条第十一項の障害者支援施設、同条第二十七項の地域活動支援センター若しくは同条第二十八項の福祉ホームであつて、収容定員二十人以上のもの

ホーチ 「略」

六〇二十二 「略」

2 「略」

（第一種製造者に係る製造の許可の申請）

第三条 法第五条第一項の規定により許可を受けようとする者は、様式第一の高圧ガス製造許可申請書に製造計画書を添えて、事業所の所在地（移動式製造設備を使用する者にあつては、当該設備の使用の本拠の所在地。以下同じ。）を管轄する都道府県知事（当該事業所が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内にある場合であつて、当該事業所に係る事務が高圧ガス保安法施行令（平成九年政令第二十号。以下「令」という。）第二十二条に規定する事務に該当しない場合にあつては、当該事業所の所在地を管轄する指定都市の長。次条第一項、第九条、第九条の二、第十四条第一項、第十五条第二項、第十六条第一項、第二十八条第二項、第三十七条の二、第四十二条、第五十三条第一項、第五十四条の二、第五十六条第一項、第五十八条、第六十三条第一項及び第四項、第六十七条第一項及び第二項、第七十一条、第七十五条、第七十八条第二項、第七十九条第二項、第四項及び第五項、第八十条第三項及び第五項、第八十一条第一項及び第二項並びに第九十四条第一項及び第二項において同じ。）に提出しなければならない。た

訓練、同条第十三項の就労移行支援又は同条第十四項の就労継続支援に限る。）を行う施設、同条第十一項の障害者支援施設、同条第二十五項の地域活動支援センター若しくは同条第二十六項の福祉ホームであつて、収容定員二十人以上のもの

ホーチ 「略」

六〇二十二 「略」

2 「略」

（第一種製造者に係る製造の許可の申請）

第三条 法第五条第一項の規定により許可を受けようとする者は、様式第一の高圧ガス製造許可申請書に製造計画書を添えて、事業所の所在地（移動式製造設備を使用する者にあつては、当該設備の使用の本拠の所在地。以下同じ。）を管轄する都道府県知事（当該事業所が地方自治法（昭和二十二年法律六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内にある場合であつて、当該事業所に係る事務が高圧ガス保安法施行令（平成九年政令第二十号。以下「令」という。）第二十二条に規定する事務に該当しない場合にあつては、当該事業所の所在地を管轄する指定都市の長。次条第一項、第九条、第九条の二、第十四条第一項、第十五条第二項、第十六条第一項、第二十八条第二項、第三十七条の二、第四十二条、第五十三条第一項、第五十四条の二、第五十六条第一項、第五十八条、第六十三条第一項及び第四項、第六十七条第一項及び第二項、第七十一条、第七十五条、第七十八条第二項、第七十九条第二項、第四項及び第五項、第八十条第三項、第八十一条第一項並びに第九十四条第一項及び第二項において同じ。）に提出しなければならない。ただし、遺贈、営業の譲渡

だ
し、遺贈、営業の譲渡又は分割（当該第一種製造者のその許可に係る事業所を承継させるものを除く。）により引き続き高压ガスの製造をしようとする者が新たに許可を申請するときは、製造計画書の添付を省略することができる。

2
「略」

（定置式製造設備に係る技術上の基準）

第六条 「略」

2 製造設備が定置式製造設備（コールド・エバポレータ、圧縮天然ガススタンド、液化天然ガススタンド及び圧縮水素スタンドを除く。）である製造施設における法第八条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。ただし、経済産業大臣がこれと同等の安全性を有するものと認めた措置を講じている場合は、この限りでない。

一 「略」

二 高压ガスの製造は、その充填において、次に掲げる基準によることにより保安上支障のない状態で行うこと。

イ ーチ 「略」

ヌ 容器保安規則第二条第十一号に規定する一般複合容器（以下単に「一般複合容器」という。）、同条第十二号に規定する圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器（以下単に「圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器」という。）、同条第十三号に規定する圧縮水素自動車燃料装置用容器（以下単に「圧縮水素自動車燃料装置用容器」という。）、同条第十三号の三に規定する国際圧縮水素自動車燃料装置用容器（以下単に「国際圧縮水素自動車燃料装置用容器」という。）、同条第十三号の五に規定する圧縮水素二輪自動車燃料

又は分割（当該第一種製造者のその許可に係る事業所を承継させるものを除く。）により引き続き高压ガスの製造をしようとする者が新たに許可を申請するときは、製造計画書の添付を省略することができる。

2
「略」

（定置式製造設備に係る技術上の基準）

第六条 「略」

2 製造設備が定置式製造設備（コールド・エバポレータ、圧縮天然ガススタンド、液化天然ガススタンド及び圧縮水素スタンドを除く。）である製造施設における法第八条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。ただし、経済産業大臣がこれと同等の安全性を有するものと認めた措置を講じている場合は、この限りでない。

一 「略」

二 高压ガスの製造は、その充填において、次に掲げる基準によることにより保安上支障のない状態で行うこと。

イ ーチ 「略」

ヌ 容器保安規則第二条第十一号に規定する一般複合容器、同条第十二号に規定する圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、同条第十三号に規定する圧縮水素自動車燃料装置用容器、同条第十三号の三に規定する国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、同条第十三号の五に規定する圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器、同条第十四号に規定する液化天然ガス自動車燃料装置用容器又は同条第十七号の二に規定する圧縮水素運送自動車用容器（以下「一般複合容器等」という。）であつて当該容器の刻印等に表示された年月から十五

装置用容器（以下単に「圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器」という。）、同条第十四号に規定する液化天然ガス自動車燃料装置用容器（以下単に「液化天然ガス自動車燃料装置用容器」という。）又は同条第十七号の二に規定する圧縮水素運送自動車用容器（以下単に「圧縮水素運送自動車用容器」という。）であつて当該容器の刻印等に示された年月から十五年を経過したもの（圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器又は圧縮水素運送自動車用容器にあつては、同令第八条第一項第十号の充填可能期限年月日を経過したもの、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器にあつては、同号の充填可能期限年月を経過したもの）には、高压ガスを充填しないこと（法第四十八条第五項の許可に付された条件に従つて高压ガスを充填する場合については、この限りでない。）。

ル・ヲ 「略」

三〃八 「略」

（貯蔵の方法に係る技術上の基準）

第十八条 法第十五条第一項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 「略」

二 容器（高压ガスを燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器を除く。）により貯蔵する場合にあつては、次に掲げる基準に適合すること。

イハ 「略」

年を経過したもの（容器保安規則第二条第十二号に規定する圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器（以下単に「圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器」という。）、同条第十三号に規定する圧縮水素自動車燃料装置用容器（以下単に「圧縮水素自動車燃料装置用容器」という。）又は同条第十七号の二に規定する圧縮水素運送自動車用容器（以下「圧縮水素運送自動車用容器」という。）にあつては、同令第八条第一項第十号の充填可能期限年月日を経過したもの、同令第二条第十三号の三に規定する国際圧縮水素自動車燃料装置用容器（以下単に「国際圧縮水素自動車燃料装置用容器」という。）及び同条第十三号の五に規定する圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器（以下単に「圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器」という。）にあつては、同令第八条第一項第十号の充填可能期限年月を経過したもの）には、高压ガスを充填しないこと（法第四十八条第五項の許可に付された条件に従つて高压ガスを充填する場合については、この限りでない。）。

ル・ヲ 「略」

三〃八 「略」

（貯蔵の方法に係る技術上の基準）

第十八条 法第十五条第一項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 「略」

二 容器（高压ガスを燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器を除く。）により貯蔵する場合にあつては、次に掲げる基準に適合すること。

イハ 「略」

へ 一般複合容器又は圧縮水素運送自動車用容器であつて当該容器の刻印等において示された年月から十五年を経過したもの（圧縮水素運送自動車用容器にあつては、容器保安規則第八条第一項第十号の充填可能期限年月日を経過したもの）を高压ガスの貯蔵に使用しないこと（法第四十八条第五項の許可に付された条件に含まれる充填可能な期限を経過していないものである場合は、この限りでない。）。

〔削除〕

三 高压ガスを燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器により貯蔵する場合にあつては、次に掲げる基準に適合すること。

イ 液化天然ガス自動車燃料装置用容器及び国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器により貯蔵する場合にあつては、通風の良好な場所であること。

へ 一般複合容器等であつて当該容器の刻印等において示された年月から十五年を経過したもの（圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器又は圧縮水素運送自動車用容器にあつては、容器保安規則第八条第一項第十号の充填可能期限年月日を経過したもの、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器にあつては、同号の充填可能期限年月日を経過したもの）を高压ガスの貯蔵に使用しないこと（法第四十八条第五項の許可に付された充填可能な期限を経過していないものである場合は、この限りでない。）。

ト 国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器であつて当該容器を製造した月（その製造過程で行われた耐圧試験に合格した月をいう。）の前月から起算して十五年を経過したもの（国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器にあつては国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器の充填可能期限年月を経過したもの（国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器であつて、容器製造業者が国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器の充填可能期限年月を定めな

いものを除く。）を高压ガスの貯蔵に使用しないこと（法第四十八条第五項の許可に付された充填可能な期限を経過していないものである場合は、この限りでない。）。

三 高压ガスを燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器により貯蔵する場合にあつては、次に掲げる基準に適合すること。

イ 容器保安規則第二条第十四号に規定する液化天然ガス自動車燃料装置用容器及び国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器により貯蔵する場合にあつては、通風の良好な場所であること。

ロ 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器又は液化天然ガス自動車燃料装置用容器であつて当該容器の刻印等において示された容器保安規則第八条第一項第十号の充填可能期限年月日を経過したもの（国際圧縮水素自動車燃料装置用容器又は圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器にあつては、同号の充填可能期限年月を経過したもの）を高圧ガスの貯蔵に使用しないこと（法第四十八条第五項の許可に付された条件に含まれる充填可能な期限を経過していないものである場合又は使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）第二条第十一項に規定する引取業者（以下単に「引取業者」という。）、同条第十二項に規定するフロン類回収業者（以下単に「フロン類回収業者」という。）及び同条第十三項に規定する解体業者（以下単に「解体業者」という。）が同条第九項に規定する再資源化（以下単に「再資源化」という。）のために必要な最小限度の措置として当該貯蔵を行う場合は、この限りでない。）。

ハ 国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器又は国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器（国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器であつて、容器製造業者が国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器の充填可能期限年月を定めないものを除く。）であつて当該容器を製造した月（その製造過程で行われた耐圧試験に合格した月をいう。）の前月から十五年を経過したもの（国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器にあつては国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器の充填可能期限年月を経過し

い場所ですること。

ロ 前号へ及びトの基準に適合すること。

〔新設〕

たもの）を高圧ガスの貯蔵に使用しないこと（法第四十八
条第五項の許可に付された条件に含まれる充填可能な期限
を経過していないものである場合又は引取業者、フロン類
回収業者及び解体業者が再資源化のために必要な最小限度
の措置として当該貯蔵を行う場合は、この限りでない。）

（完成検査の申請等）

第三十一条 法第二十条第一項本文又は第三項本文の規定により
、製造施設又は第一種貯蔵所について都道府県知事又は指定都
市の長が行う完成検査を受けようとする第一種製造者又は第一
種貯蔵所の所有者若しくは占有者は、製造施設にあつては様式
第十三の製造施設完成検査申請書を、第一種貯蔵所にあつては
様式第十四の第一種貯蔵所完成検査申請書を、それぞれ事業所
又は第一種貯蔵所の所在地を管轄する都道府県知事（当該事業
所又は第一種貯蔵所が指定都市の区域内にある場合であつて、
当該事業所又は第一種貯蔵所に係る事務が令第二十二條に規定
する事務に該当しない場合にあつては、当該事業所又は第一種
貯蔵所の所在地を管轄する指定都市の長。次条第二項及び第四
項並びに第三十四條第一項及び第二項において同じ。）に提出
しなければならない。

2

〔略〕

（協会等が行う完成検査の申請等）

第三十二条 前条の規定は、高圧ガス保安協会（以下「協会」と
いう。）が行う完成検査に準用する。この場合において、同条
中「法第二十条第一項本文又は第三項本文」とあるのは「法第
二十條第一項ただし書又は第三項第一号」と、同条第一項中「

（完成検査の申請等）

第三十一条 法第二十条第一項本文又は第三項本文の規定により
、製造施設又は第一種貯蔵所について都道府県知事又は指定都
市の長が行う完成検査を受けようとする第一種製造者又は第一
種貯蔵所の所有者若しくは占有者は、製造施設にあつては様式
第十三の製造施設完成検査申請書を、第一種貯蔵所にあつては
様式第十四の第一種貯蔵所完成検査申請書を、それぞれ事業所
又は第一種貯蔵所の所在地を管轄する都道府県知事（当該事業
所又は第一種貯蔵所が指定都市の区域内にある場合であつて、
当該事業所又は第一種貯蔵所に係る事務が令第二十二條に規定
する事務に該当しない場合にあつては、当該事業所又は第一種
貯蔵所の所在地を管轄する指定都市の長。次条第二項及び第三
十四條第一項において同じ。）に提出しなければならない。

2

〔略〕

（協会等が行う完成検査の申請等）

第三十二条 前条の規定は、高圧ガス保安協会（以下「協会」と
いう。）が行う完成検査に準用する。この場合において、同条
中「法第二十条第一項本文又は第三項本文」とあるのは「法第
二十條第一項ただし書又は第三項第一号」と、同条第一項中「

都道府県知事又は指定都市の長が行う」とあるのは「協会が行う」と、「事業所又は第一種貯蔵所の所在地を管轄する都道府県知事（当該事業所又は第一種貯蔵所が指定都市の区域内にある場合（当該事業所又は第一種貯蔵所に係る事務のうち、令第二十二条に規定するものに係る場合を除く。）にあつては、当該事業所又は第一種貯蔵所の所在地を管轄する指定都市の長。次条第二項及び第四項並びに第三十四条第一項及び第二項において同じ。）」とあるのは「協会」と、同条第二項中「都道府県知事又は指定都市の長」とあるのは「協会」と読み替えるものとする。

2
「略」

3 前条の規定は、指定完成検査機関が行う完成検査に準用する。この場合において、同条中「法第二十条第一項本文又は第三項本文」とあるのは「法第二十条第一項ただし書又は第三項第一号」と、同条第一項中「都道府県知事又は指定都市の長が行う」とあるのは「指定完成検査機関が行う」と、「事業所又は第一種貯蔵所の所在地を管轄する都道府県知事（当該事業所又は第一種貯蔵所が指定都市の区域内にある場合であつて、当該事業所又は第一種貯蔵所に係る事務が令第二十二条に規定する事務に該当しない場合にあつては、当該事業所又は第一種貯蔵所の所在地を管轄する指定都市の長。次条第二項及び第四項並びに第三十四条第一項及び第二項において同じ。）」とあるのは「指定完成検査機関」と、同条第二項中「都道府県知事又は指定都市の長」とあるのは「指定完成検査機関」と読み替えるものとする。

4
「略」

（車両に固定した容器による移動に係る技術上の基準等）

都道府県知事又は指定都市の長が行う」とあるのは「協会が行う」と、「事業所又は第一種貯蔵所の所在地を管轄する都道府県知事（当該事業所又は第一種貯蔵所が指定都市の区域内にある場合（当該事業所又は第一種貯蔵所に係る事務のうち、令第二十二条に規定するものに係る場合を除く。）にあつては、当該事業所又は第一種貯蔵所の所在地を管轄する指定都市の長。次条第二項及び第三十四条第一項において同じ。）」とあるのは「協会」と、同条第二項中「都道府県知事又は指定都市の長」とあるのは「協会」と読み替えるものとする。

2
「略」

3 前条の規定は、指定完成検査機関が行う完成検査に準用する。この場合において、同条中「法第二十条第一項本文又は第三項本文」とあるのは「法第二十条第一項ただし書又は第三項第一号」と、同条第一項中「都道府県知事又は指定都市の長が行う」とあるのは「指定完成検査機関が行う」と、「事業所又は第一種貯蔵所の所在地を管轄する都道府県知事（当該事業所又は第一種貯蔵所が指定都市の区域内にある場合であつて、当該事業所又は第一種貯蔵所に係る事務が令第二十二条に規定する事務に該当しない場合にあつては、当該事業所又は第一種貯蔵所の所在地を管轄する指定都市の長。次条第二項において同じ。）」とあるのは「指定完成検査機関」と、同条第二項中「都道府県知事又は指定都市の長」とあるのは「指定完成検査機関」と読み替えるものとする。

4
「略」

（車両に固定した容器による移動に係る技術上の基準等）

第四十九条 車両に固定した容器（高压ガスを燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器を除く。）により高压ガスを移動する場合における法第二十三条第一項の経済産業省令で定める保安上必要な措置及び同条第二項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一・二 「略」

三 一般複合容器又は圧縮水素運送自動車用容器であつて当該容器の刻印等により示された年月から十五年を経過したもの（圧縮水素運送自動車用容器にあつては、容器保安規則第八条第一項第十号の充填可能期限年月日を経過したもの）を高压ガスの移動に使用しないこと（法第四十八条第五項の許可に付された条件に含まれる充填可能な期限を経過していないものである場合は、この限りでない。）。

「削る」

第四十九条 車両に固定した容器（高压ガスを燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器を除く。）により高压ガスを移動する場合における法第二十三条第一項の経済産業省令で定める保安上必要な措置及び同条第二項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一・二 「略」

三 一般複合容器等であつて当該容器の刻印等により示された年月から十五年を経過したもの（圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器又は圧縮水素運送自動車用容器にあつては、容器保安規則第八条第一項第十号の充填可能期限年月日を経過したもの、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器にあつては、同号の充填可能期限年月を経過したもの）を高压ガスの移動に使用しないこと（法第四十八条第五項の許可に付された充填可能な期限を経過していないものである場合は、この限りでない。）。

四

国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器であつて当該容器を製造した月（その製造過程で行われた耐圧試験に合格した月をいう。）の前月から起算して十五年を経過したものは（国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器にあつては国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器の充填可能期限年月を経過したもの）（国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器であつて、容器製造業者が国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器の充填可能期限年月を定めないのである場合を除く。）を高压ガスの移動に使用しないこと（法第四十八条第五項の許可に付された充填可能な期限を経過していないものである場合は、この限りでない。）。

十九 第十七号に掲げる高压ガスを移動するときは、あらかじめ、当該高压ガスの移動中充填容器等が危険な状態となつた場合又は当該充填容器等に係る事故が発生した場合における次に掲げる措置を講じてすること。

イゝハ 「略」

二十 第十七号に掲げる高压ガスを移動する者は、次に掲げる措置を講じてすること。

イ・ロ 「略」

二十一・二十二 「略」

2 高压ガスを燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器により高压ガスを移動する場合における法第二十三条第一項の経済産業省令で定める保安上必要な措置及び同条第二項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとす。

一 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器又は液化天然ガス自動車燃料装置用容器であつて当該容器の刻印等により示された容器保安規則第八条第一項第十号の充填可能期限年月日を経過したもの（国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器にあつては、同号の充填可能期限年月日を経過したもの）を高压ガスの移動に使用しないこと（法第四十八条第五項の許可に付された条件に含まれる充填可能な期限を経過していないものである場合又は引取業者、フロン類回収業者及び解体業者が再資源化のために必要な最小限度の措置として当該移動を行う場合は、この限りでない。）。

二 国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器又は国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器（国際相互承認液化天然

二十 第十八号に掲げる高压ガスを移動するときは、あらかじめ、当該高压ガスの移動中充填容器等が危険な状態となつた場合又は当該充填容器等に係る事故が発生した場合における次に掲げる措置を講じてすること。

イゝハ 「略」

二十一 第十八号に掲げる高压ガスを移動する者は、次に掲げる措置を講じてすること。

イ・ロ 「略」

二十二・二十三 「略」

2 高压ガスを燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器により高压ガスを移動する場合は、前項第三号及び第四号の基準に適合すること。

〔新設〕

〔新設〕

ガス自動車燃料装置用容器であつて、容器製造業者が国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器の充填可能期限年月を定めないものを除く。）であつて当該容器を製造した月（その製造過程で行われた耐圧試験に合格した月をいう。）の前月から十五年を経過したもの（国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器にあつては国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器の充填可能期限年月を経過したもの）を高圧ガスの移動に使用しないこと（法第四十八条第五項の許可に付された条件に含まれる充填可能な期限を経過していないものである場合又は引取業者、フロン類回収業者及び解体業者が再資源化のために必要な最小限度の措置として当該移動を行う場合は、この限りでない。）。

（その他の場合における移動に係る技術上の基準等）

第五十条 前条に規定する場合以外の場合における法第二十三条第一項の経済産業省令で定める保安上必要な措置及び同条第二項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一・二 「略」

三 一般複合容器、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器又は圧縮水素運送自動車用容器であつて当該容器の刻印等により示された年月から十五年を経過したもの（圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器又は圧縮水素運送自動車用容器にあつては、容器保安規則第八条第一項第十号の充填可能期限年月日を経過したもの、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器又は圧縮水

（その他の場合における移動に係る技術上の基準等）

第五十条 前条に規定する場合以外の場合における法第二十三条第一項の経済産業省令で定める保安上必要な措置及び同条第二項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の掲げるものとする。

一・二 「略」

三 一般複合容器等であつて当該容器の刻印等により示された年月から十五年を経過したもの（圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器又は圧縮水素運送自動車用容器にあつては、容器保安規則第八条第一項第十号の充填可能期限年月日を経過したもの、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器にあつては、同号の充填可能期限年月を経過したもの）を高圧ガスの移動に使用しないこと（法第四十八条第五項の許可に付された充填可能な期限を経過していないものである場合は、

素二輪自動車燃料装置用容器にあつては、同号の充填可能期限年月を経過したもの）を高圧ガスの移動に使用しないこと（法第四十八条第五項の許可に付された条件に含まれる充填可能な期限を経過していないものである場合又は引取業者、フロン類回収業者及び解体業者が再資源化のために必要な最小限度の措置として当該移動を行う場合（一般複合容器及び圧縮水素運送自動車用容器を除く。）は、この限りでない。）。

四 国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器又は国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器（国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器であつて、容器製造業者が国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器の充填可能期限年月を定めないものを除く。）であつて当該容器を製造した月（その製造過程で行われた耐圧試験に合格した月をいう。）の前月から十五年を経過したもの（国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器にあつては国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器の充填可能期限年月を経過したもの）を高圧ガスの移動に使用しないこと（法第四十八条第五項の許可に付された条件に含まれる充填可能な期限を経過していないものである場合又は引取業者、フロン類回収業者及び解体業者が再資源化のために必要な最小限度の措置として当該移動を行う場合は、この限りでない。）。

五十二 「略」

十三 前条第一項第十七号に掲げる高圧ガスを移動するとき（当該ガスの充填容器等を車両に積載して移動するときに限る。）は、同項第十七号から第二十号までの基準を準用する。この場合において、同項第二十号口中「容器を固定した車両」とあるのは「当該ガスの充填容器等を積載した車両」と読

この限りでない。）。

四 国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器であつて当該容器を製造した月（その製造過程で行われた耐圧試験に合格した月をいう。）の前月から起算して十五年を経過したもの（国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器にあつては国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器の充填可能期限年月を経過したもの）（国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器であつて、容器製造業者が国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器の充填可能期限年月を定めないものを除く。）を高圧ガスの移動に使用しないこと（法第四十八条第五項の許可に付された充填可能な期限を経過していないものである場合は、この限りでない。）。

五十二 「略」

十三 前条第一項第十八号に掲げる高圧ガスを移動するとき（当該ガスの充填容器等を車両に積載して移動するときに限る。）は、同項第十八号から第二十一号までの基準を準用する。この場合において、同項第二十一号口中「容器を固定した車両」とあるのは「当該ガスの充填容器等を積載した車両」と読

み替えるものとする。

十四 前条第一項第二十一号に規定する高压ガスを移動するとき（当該ガスの充填容器等を車両に積載して移動するときに限る。）は、同号の基準を準用する。ただし、容器の内容積が二十五リットル以下である充填容器等（毒性ガスに係るものを除き、高压ガス移動時の注意事項を示したラベルが貼付されているものに限る。）のみを積載した車両であつて、当該積載容器の内容積の合計が五十リットル以下である場合にあつては、この限りでない。

（その他消費に係る技術上の基準）

第六十条 法第二十四条の五の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号及び次項各号に掲げるものとする

一 十八 「略」

十九 一般複合容器は、水中で使用しないこと。

2 「略」

（保安検査の方法）

第八十二条 「略」

2 前項の保安検査の方法は告示で定める。ただし、次の各号に掲げる場合はこの限りでない。

一 三 「略」

四 製造設備が定置式製造設備（第六条第一項第三号、第六号、第九号、第二十三号、第三十一号、第三十八号、第三十九号並びに第四十二号へ及び又に掲げる基準（特定不活性ガスに係るものに限る。）に係るものに限る。）、コールド・エバポレータ、圧縮天然ガスタンダ（第七条第一項第二号後

と読み替えるものとする。

十四 前条第一項第二十二号に規定する高压ガスを移動するとき（当該容器を車両に積載して移動するときに限る。）は、同号の基準を準用する。ただし、容器の内容積が二十五リットル以下である充填容器等（毒性ガスに係るものを除き、高压ガス移動時の注意事項を示したラベルが貼付されているものに限る。）のみを積載した車両であつて、当該積載容器の内容積の合計が五十リットル以下である場合にあつては、この限りでない。

（その他消費に係る技術上の基準）

第六十条 法第二十四条の五の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号及び次項各号に掲げるものとする

一 十八 「略」

十九 容器保安規則第二条第十一号に規定する一般複合容器は、水中で使用しないこと。

2 「略」

（保安検査の方法）

第八十二条 「略」

2 前項の保安検査の方法は告示で定める。ただし、次の各号に掲げる場合はこの限りでない。

一 三 「略」

四 製造設備が定置式製造設備（第六条第一項第三号、第六号、第九号、第二十三号、第三十一号、第三十八号、第三十九号、第四十二号へ及び同号又に掲げる基準（特定不活性ガスに係るものに限る。）並びに同項第二十八号の二に掲げる基準に係るものに限る。）、コールド・エバポレータ、圧縮天

段並びに同条第二項第四号及び第五号に掲げる基準に係るものに限る。）、液化天然ガススタンド（第七条の二第一項第五号及び第六号に掲げる基準に係るものに限る。）、圧縮水素スタンド、移動式製造設備（第八条第一項第四号に掲げる基準（特定不活性ガスに係るものに限る。）又は同条第三項に掲げる基準に係るものに限る。）及び移動式圧縮水素スタンドである製造施設において、別表第三に定める方法を用いる場合。

別表第三（第八十二条第二項第四号関係）

検査項目	保安検査の方法
1 製造設備が定置式製造設備（コールド・エバポレータ、圧縮天然ガススタンド、液化天然ガススタンド及び圧縮水素スタンドを除く。）である製造施設の場合 一～四 「略」 「削る」	一～四 「略」 「削る」

然ガススタンド（第七条第一項第二号後段並びに同条第二項第四号及び第五号に掲げる基準に係るものに限る。）、液化天然ガススタンド（第七条の二第一項第五号及び第六号に掲げる基準に係るものに限る。）、圧縮水素スタンド、移動式製造設備（第八条第一項第四号に掲げる基準（特定不活性ガスに係るものに限る。）又は同条第三項に掲げる基準に係るものに限る。）及び移動式圧縮水素スタンドである製造施設において、別表第三に定める方法を用いる場合。

別表第三（第八十二条第二項第三号関係）

検査項目	保安検査の方法
1 製造設備が定置式製造設備（コールド・エバポレータ、圧縮天然ガススタンド、液化天然ガススタンド及び圧縮水素スタンドを除く。）である製造施設の場合 一～四 「略」 五 第六条第一項第二十八号の二の三フツ化窒素を車両に固定した容器等に充填する場所等に講じた容器の破裂	一～四 「略」 五 三フツ化窒素を車両に固定した容器等に充填する場所及び当該ガスの充填容器の容器置場（車両に固定した容器等に係る容器置場に限る。）に講じた容器が破裂することを防止するための措置の状況を目視及び図面により検査する。

備考 表中の「」の記載は注記である。		
	2 5	五 九
	[略]	[略]
	2 5	五 九
	[略]	[略]
	2 5	六 十
	[略]	[略]
	2 5	六 十
	[略]	[略]

(コンビナート等保安規則の一部改正)

第五条 コンビナート等保安規則(昭和六十一年通商産業省令第八十八号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	(用語の定義) 第二条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一 四 「略」 五 第一種保安物件 次のイからチまでに掲げるもの（事業所の存する敷地と同一敷地内にあるものを除く。） イ ハ 「略」 ニ 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条の児童福祉施設、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第五条第一項の身体障害者社会参加支援施設、生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第三十八条第一項の保護施設（授産施設及び宿所提供施設を除く。） 、老人福祉法（昭和三十八年法律第三十三号）第五条の三の老人福祉施設若しくは同法第二十九条第一項の有料老人ホーム、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）第三十九条第一項の母子・父子福祉施設、職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条の七第一項第五号の障害者職業能力開発校、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第二条第四項（第四号を除く。）の特定民間施設、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八条第二十八項の介護老人保健施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第一項の障害福祉サービス事業（同条第七項の生活介護、同条第十二項の自立
改正前	(用語の定義) 第二条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一 四 「略」 五 第一種保安物件 次のイからチまでに掲げるもの（事業所の存する敷地と同一敷地内にあるものを除く。） イ ハ 「略」 ニ 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条の児童福祉施設、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第五条第一項の身体障害者社会参加支援施設、生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第三十八条第一項の保護施設（授産施設及び宿所提供施設を除く。） 、老人福祉法（昭和三十八年法律第三十三号）第五条の三の老人福祉施設若しくは同法第二十九条第一項の有料老人ホーム、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）第三十九条第一項の母子・父子福祉施設、職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条の七第一項第五号の障害者職業能力開発校、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第二条第四項（第四号を除く。）の特定民間施設、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八条第二十八項の介護老人保健施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第一項の障害福祉サービス事業（同条第七項の生活介護、同条第十二項の自立

訓練、同条第十三項の就労移行支援又は同条第十四項の就労継続支援に限る。）を行う施設、同条第十一項の障害者支援施設、同条第二十七項の地域活動支援センター若しくは同条第二十八項の福祉ホームであつて、収容定員二十人以上のもの

ホーチ 「略」

六〇二十六 「略」

2 「略」

（製造施設に係る技術上の基準）

第五条 「略」

2 製造施設（製造設備がコールド・エバポレータ、特定液化石油ガススタンド、圧縮天然ガススタンド、液化天然ガススタンド及び圧縮水素スタンドであるものを除く。）における法第八条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるもののほか、第九条から第十一条までに定めるところによる。

一 「略」

二 高圧ガスの製造は、その充填において、次に掲げる基準によることにより保安上支障のない状態で行うこと。

イヌ 「略」

ル 容器保安規則第二条第十一号に規定する一般複合容器、

同条第十二号に規定する圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、同条第十三号に規定する圧縮水素自動車燃料装置用容器、同条第十三号の三に規定する国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、同条第十三号の五に規定する圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器、同条第十四号に規定する液化天然ガス自動車燃料装置用容器又は同条第十七号の二に規定する

訓練、同条第十三項の就労移行支援又は同条第十四項の就労継続支援に限る。）を行う施設、同条第十一項の障害者支援施設、同条第二十五項の地域活動支援センター若しくは同条第二十六項の福祉ホームであつて、収容定員二十人以上のもの

ホーチ 「略」

六〇二十六 「略」

2 「略」

（製造施設に係る技術上の基準）

第五条 「略」

2 製造施設（製造設備がコールド・エバポレータ、特定液化石油ガススタンド、圧縮天然ガススタンド、液化天然ガススタンド及び圧縮水素スタンドであるものを除く。）における法第八条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるもののほか、第九条から第十一条までに定めるところによる。

一 「略」

二 高圧ガスの製造は、その充填において、次に掲げる基準によることにより保安上支障のない状態で行うこと。

イヌ 「略」

ル 容器保安規則第二条第十一号に規定する一般複合容器、

同条第十二号に規定する圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、同条第十三号に規定する圧縮水素自動車燃料装置用容器、同条第十三号の三に規定する国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、同条第十三号の五に規定する圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器、同条第十四号に規定する液化天然ガス自動車燃料装置用容器又は同条第十七号の二に規定する

圧縮水素運送自動車用容器であつて当該容器の刻印等において示された年月から十五年を経過したもの（容器保安規則第二条第十二号に規定する圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、同条第十三号に規定する圧縮水素自動車燃料装置用容器又は同条第十七号の二に規定する圧縮水素運送自動車用容器にあつては、同令第八条第一項第十号の充填可能期限年月日を経過したもの、同令第二条第十三号の三に規定する国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び同条第十三号の五に規定する圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器にあつては、同令第八条第一項第十号の充填可能期限年月日を経過したもの）には、高圧ガスを充填しないこと（法第四十八条第五項の許可に付された条件に含まれる充填可能な期限を経過していないものである場合は、この限りでない）。

ヲ 国際相互承認に係る容器保安規則（平成二十八年経済産業省令第八十二号）第二条第一号に規定する国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器（以下単に「国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器」という。）又は同条第二号に規定する国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器（以下単に「国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器」という。）であつて当該容器を製造した月（その製造過程で行われた耐圧試験に合格した月をいう。）の前月から起算して十五年を経過したもの（国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器にあつては容器製造業者が定めた月（同条第二号イに規定する国際相互承認圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器にあつては二十年を超えない範囲内において定めた月）（以下単に「国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器の充填可能期限年月」という。）を経過した

圧縮水素運送自動車用容器であつて当該容器の刻印等において示された年月から十五年を経過したもの（容器保安規則第二条第十二号に規定する圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、同条第十三号に規定する圧縮水素自動車燃料装置用容器又は同条第十七号の二に規定する圧縮水素運送自動車用容器にあつては、同令第八条第一項第十号の充填可能期限年月日を経過したもの、同令第二条第十三号の三に規定する国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び同条第十三号の五に規定する圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器にあつては、同令第八条第一項第十号の充填可能期限年月日を経過したもの）には、高圧ガスを充填しないこと（法第四十八条第五項の許可に付された充填可能な期限を経過していないものである場合は、この限りでない）。

ヲ 国際相互承認に係る容器保安規則（平成二十八年経済産業省令第八十二号）第二条第一号に規定する国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器（以下単に「国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器」という。）又は同条第二号に規定する国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器（以下単に「国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器」という。）であつて当該容器を製造した月（その製造過程で行われた耐圧試験に合格した月をいう。）の前月から起算して十五年を経過したもの（国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器にあつては容器製造業者が定めた月（同条第二号イに規定する国際相互承認圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器にあつては二十年を超えない範囲内において定めた月）（以下単に「国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器の充填可能期限年月」という。）を経過した

もの（同条第二号ロに規定する国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器であつて、容器製造業者が国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器の充填可能期限年月を定めないものを除く。）には、高圧ガスを充填しないこと（法第四十八条第五項の許可に付された条件に含まれる充填可能な期限を経過していないものである場合は、この限りでない。）。

（保安検査の方法）

第三十七条 「略」

2 前項の保安検査の方法は告示で定める。ただし、次の各号に掲げる場合はこの限りでない。

一 三 「略」

四 製造設備がコールド・エバポレータ、特定液化石油ガススタンド、圧縮天然ガススタンド、液化天然ガススタンド及び圧縮水素スタンド以外の製造設備（第五条第一項第十四号、第二十九号、第四十号、第四十七号、第五十一号、第五十三号、第五十四号の二並びに第六十五号ト及びルに掲げる基準（特定不活性ガスに係るものに限る。）に係るものに限る。）
（コールド・エバポレータ、圧縮天然ガススタンド（第七条第一項第二号後段並びに同条第二項第四号及び第五号に掲げる基準に係るものに限る。）
、液化天然ガススタンド（第七条の二第一項第五号及び第六号に掲げる基準に係るものに限る。）
、圧縮水素スタンドである製造施設並びにコンビナート製造事業所間の導管（第十条第二十九号に掲げる基準（特定不活性ガスに係るものに限る。）に係るものに限る。）
において、別表第四に定める方法を用いる場合。

もの（同条第二号ロに規定する国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器であつて、容器製造業者が国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器の充填可能期限年月を定めないものを除く。）には、高圧ガスを充填しないこと（法第四十八条第五項の許可に付された充填可能な期限を経過していないものである場合は、この限りでない。）。

（保安検査の方法）

第三十七条 「略」

2 前項の保安検査の方法は告示で定める。ただし、次の各号に掲げる場合はこの限りでない。

一 三 「略」

四 製造設備がコールド・エバポレータ、特定液化石油ガススタンド、圧縮天然ガススタンド、液化天然ガススタンド及び圧縮水素スタンド以外の製造設備（第五条第一項第十四号、第二十九号、第四十号、第四十七号、第五十一号、第五十三号、第五十四号の二、第六十五号ト及び同号ルに掲げる基準（特定不活性ガスに係るものに限る。）並びに同項第五十八号の二に掲げる基準に係るものに限る。）
（コールド・エバポレータ、圧縮天然ガススタンド（第七条第一項第二号後段並びに同条第二項第四号及び第五号に掲げる基準に係るものに限る。）
、液化天然ガススタンド（第七条の二第一項第五号及び第六号に掲げる基準に係るものに限る。）
、圧縮水素スタンドである製造施設並びにコンビナート製造事業所間の導管（第十条第二十九号に掲げる基準（特定不活性ガスに係るものに限る。）に係るものに限る。）
において、別表第四に定める方法を用いる場合。

(令第十条ただし書に規定する技術的能力等に係る認定の申請等)

第四十九条の二 「略」

2 前項の申請は、令第十条ただし書の認定に係る製造施設又は貯蔵設備（法第二十条第三項第二号の認定の申請をする者にあつては、法第三十九条の二第二項に係る製造施設又は貯蔵設備と、法第三十五条第一項第二号の認定の申請をする者にあつては、法第三十九条の四第二項に係る特定施設と同一のものとす

る。）を明らかにして行わなければならない。

別表第四（第三十七条第二項第四号関係）

検査項目	保安検査の方法
1 製造設備がコールド・エバポレータ、特定液化石油ガススタンド、圧縮天然ガススタンド、液化天然ガススタンド及び圧縮水素スタンドであるものを除く製造施設の場合 一〇七 「略」 「削る」	一〇七 「略」 「削る」

(令第十条ただし書に規定する技術的能力等に係る認定の申請等)

第四十九条の二 「略」

2 前項の申請は、令第十条ただし書の認定に係る製造施設又は貯蔵設備（法第二十条第三項第二号の認定の申請をする者にあつては、法第三十九条の二第二項に係る製造施設と、法第三十五条第一項第二号の認定の申請をする者にあつては、法第三十九条の四第二項に係る特定施設と同一のものとす

る。）を明らかにして行わなければならない。

別表第四（第三十七条第二項第三号関係）

検査項目	保安検査の方法
1 製造設備がコールド・エバポレータ、特定液化石油ガススタンド、圧縮天然ガススタンド、液化天然ガススタンド及び圧縮水素スタンドであるものを除く製造施設の場合 一〇七 「略」 八 第五十一条の二 第五十八号の二 の三フッ化窒素	一〇七 「略」 八 三フッ化窒素を車両に固定した容器等に充填する場所及び当該ガスの充填容器の容器置場（車両に

備考 表中の「」の記載は注記である。

2
5
4
八・九
〔略〕

八・九
〔略〕

2
5
4
九・十
〔略〕

を車両に固定した容器等に充填する場所等に講じた容器の破裂防止のための措置

九・十
〔略〕

固定した容器等に係る容器置場に
限る。）に講じた容器が破裂する
ことを防止するための措置の状況
を目視及び図面により検査する。

(国際相互承認に係る容器保安規則の一部改正)

第六条 国際相互承認に係る容器保安規則(平成二十八年経済産業省令第百八十二号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

(適用範囲)

第一条 この規則は、高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号。以下「法」という。）及び高圧ガス保安法施行令（平成九年政令第二十号。）に基づいて、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合の諸規則の採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定（平成十年条約第十二号）に附属する規則（以下「協定規則」という。）第百十号及び第百三十四号に基づき適合するものとして認定された自動車の燃料装置用容器に関する保安について規定する。

第六条の二 海外認定容器にあつては、協定規則に適合するものとして経済産業大臣が定める方式に従つて行つた刻印又は標章（次の各号に定める刻印又は標章を含む。）をもつて法第四十五条第一項の刻印（前条で定めた容器以外のものの場合に限る。）又は同条第二項の標章（前条で定めた容器の場合に限る。）とみなす。

一 海外認定容器を製造した者が容器に使用上の支障が起らないことを保証する胴部の繊維強化プラスチック部分の許容傷深さ（適切な解析方法を用いて容器に使用上の支障が起らないことを確認した深さ以下に限る。）（記号 DC、単位 ミリメートル）

二 海外認定容器を製造した者が容器に使用上の支障が起ら

改正前

(適用範囲)

第一条 この規則は、高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号。以下「法」という。）及び高圧ガス保安法施行令（平成九年政令第二十号。）に基づいて、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的技術上の要件の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定（平成十年条約第十二号）に附属する規則（以下「協定規則」という。）第百十号及び第百三十四号に基づき適合するものとして認定された自動車の燃料装置用容器に関する保安について規定する。

第六条の二 海外認定容器にあつては、協定規則に適合するものとして経済産業大臣が定める方式に従つて行つた刻印又は標章（次の各号に定める刻印又は標章を含む。）をもつて法第四十五条第一項の刻印（前条で定めた容器以外のものの場合に限る。）又は同条第二項の標章（前条で定めた容器の場合に限る。）とみなす。

一 海外認定容器を製造した者が容器に使用上の支障が起らないことを保証する胴部の繊維強化プラスチック部分の許容傷深さ（国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器及び国際相互承認圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器にあつては一・二五ミリメートル以下に限る。）（記号 DC、単位 ミリメートル）

二 海外認定容器を製造した者が容器に使用上の支障が起ら

ないことを保証する胴部以外の繊維強化プラスチック部分の
許容傷深さ（適切な解析方法を用いて容器に使用上の支障が
起こらないことを確認した深さ以下に限る。）（記号 DD
、単位 ミリメートル）

第十四条 法第四十八条第五項の許可を受けようとする者は、様
式第一の特別充填許可申請書に事由を具した書面を添えて、充
填する事業所の所在地を管轄する産業保安監督部長（内容積が
五百リットル以下の容器に係るものについては、充填をする事
業所の所在地を管轄する都道府県知事（地方自治法（昭和二十
二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市
（以下「指定都市」という。）の区域内にあつては、指定都市
の長。第二十一条第一項、第二十二条第一項、第二十六条及び
第二十九条において同じ。））に提出しなければならない。

（容器検査所の登録票）

第二十三条 都道府県知事又は指定都市の長は、法第五十条第三
項の規定により容器検査所の登録又はその更新をしたときは、
登録又はその更新を受けた者に対し、様式第四の容器検査所登
録票を交付する。

2 前項の容器検査所登録票の交付を受けた者は、交付を受けた
日から五年を経過したとき、容器再検査の業務を廃止したとき
又は法第五十三条の規定によりその登録を取り消されたときは
、遅滞なく、当該容器検査所登録票を、それを交付した都道府
県知事又は指定都市の長に返納しなければならない。

ないことを保証する胴部以外の繊維強化プラスチック部分の
許容傷深さ（国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器及
び国際相互承認圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器にあつて
は一・二五ミリメートル以下に限る。）（記号 DD、単位
ミリメートル）

第十四条 法第四十八条第五項の許可を受けようとする者は、様
式第一の特別充填許可申請書に事由を具した書面を添えて、充
填する事業所の所在地を管轄する産業保安監督部長（内容積が
五百リットル以下の容器に係るものについては、充填をする事
業所の所在地を管轄する都道府県知事（地方自治法（昭和二十
二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（
以下「指定都市」という。）の区域内にあつては、指定都市の
長））に提出しなければならない。

（容器検査所の登録票）

第二十三条 都道府県知事は、法第五十条第三項の規定により容
器検査所の登録又はその更新をしたときは、登録又はその更新
を受けた者に対し、様式第四の容器検査所登録票を交付する。

2 前項の容器検査所登録票の交付を受けた者は、交付を受けた
日から五年を経過したとき、容器再検査の業務を廃止したとき
又は法第五十三条の規定によりその登録を取り消されたときは
、遅滞なく、当該容器検査所登録票を、それを交付した都道府
県知事に返納しなければならない。

備考 表中の「」の記載は注記である。

[

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、平成三十年四月三十日から施行する。ただし、第一条中容器保安規則第四条、第十四条、第二十三条、第三十条第一項、第三十二条及び第三十六条の改正規定、第二条、第三条、第四条中一般高圧ガス保安規則第二条第一項第五号ニ、第三条第一項、第三十一条第一項並びに第三十二条第一項及び第三項の改正規定、第五条中コンビナート等保安規則第二条第一項第五号ニの改正規定並びに第六条中国際相互承認に係る容器保安規則第一条、第十四条及び第二十三条の改正規定は、平成三十年四月一日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第二条 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。